北見沿岸海岸保全基本計画

一 部 変 更

令和 3年 1月

北　海　道

北見沿岸海岸保全基本計画　目次

[変更理由]

1. 計画の目的
1.1　策定の趣旨
1.2　計画の性格

2. 海岸の保全に関する基本的な事項
2.1　海岸の現況および保全の方向に関する事項
2.1.1　海岸の概要
2.1.2　自然特性
2.1.3　社会特性
2.2　北見沿岸の問題点並びに長期的な課題と施策
2.2.1　海岸防護に関する事項
2.2.2　海岸環境に関する事項
2.2.3　海岸利用に関する事項

3. 海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
A　オホーツクゾーン
B　枝幸・雄武・興部ゾーン
C　紋別・能取ゾーン
D　小清水ゾーン
E　知床半島ゾーン

海岸の保全に関する基本的な事項及び海岸保全施設の整備に関する基本的な事項
A 北オホーツクゾーン【宗谷岬（稚内市）～神威岬（浜頓別町・枝幸町界）】
B 枝幸・雄武・興部ゾーン【神威岬（浜頓別町・枝幸町界）～紋別港港湾区域東端（紋別市）】
C 紋別・能取ゾーン紋別港港湾区域東端（紋別市）～能取岬（網走市）】
D 小清水ゾーン【能取岬（網走市）～糠真布川（斜里町）】
E 知床半島ゾーン【糠真布川（斜里町）～知床岬（斜里町）】

4. 北見沿岸の基本理念、基本方針
4.1　基本理念
4.2　基本方針

１．変更理由

北見沿岸は、台風や低気圧による波浪によって海岸侵食や越波・浸水被害が発生してきたことから、住民の生命・財産を守るため護岸や消波堤、離岸堤など海岸保全施設の整備が進められてきた。

しかし、近年行われた調査により、整備された施設の一部において老朽化による破損・変状が確認されており、早急な対応が必要な状況である。

このため、既存海岸保全施設の補強・改良を行い、長寿命化を図ることにより、引き続き地域住民の安全を確保することを目的とし、下記のとおり一部変更する。

①紋別・能取ゾーンのうち、湧別町（登栄床地区）の海岸保全施設の整備に関する基本的事項を一部変更する。

②紋別・能取ゾーンのうち、北見市（豊浜地区・常呂河口漁港地区）の海岸保全施設の整備に関する基本的事項を一部変更する。

③小清水ゾーンのうち、網走市（二ツ岩地区）の海岸保全施設の整備に関する基本的事項を一部変更する。

④知床半島ゾーンのうち、斜里町（ウトロ漁港地区）の海岸保全施設の整備に関する基本的事項を一部変更する。

ゾーン区分及びゾーンのテーマ図

1．計画の目的

1．1　策定の趣旨

海岸は，国土狭隘な我が国にあって，その背後に多くの人命・財産が集中しているとともに，海と陸が接し，多様な生物が関係しながら生息している．また，近年，環境意識の高まりや心の豊かさへの要求にも対応する海岸づくりが求められている．

このようなことから，災害からの海岸の防護に加え，海岸環境の整備と保全及び公衆の適正な利用の確保を図り，これらが調和するよう，総合的に海岸の保全を推進するため，国が定める海岸保全基本方針に基づき，北見沿岸の海岸保全基本計画を策定する．

1．2　計画の性格

海岸保全基本計画は，国が定めた基本理念である「美しく，安全で，生き生きした海岸」を次世代に継承してしていくことを目指し，地域特性を活かしつつ，各沿岸の長期的な海岸保全の基本的方向と施策を示すものである．

なお，本計画は，地域の状況変化や社会経済状況の変化に応じ，適宜見直しを行う．